全Ｌ協保安・業務Ｇ５第１１２号

令和５年１０月６日

正　会　員 　各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

容器流出防止措置対策の徹底について（お願い）

標記につきましては、令和３年１２月１日に液石法が改正され、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等で、１ｍ以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充てん容器等に対して、令和６年６月１日を期限に流出防止措置を講ずることとなっております。

なお、令和５年１０月６日付けでご報告しました「令和４年度燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(令和５年３月末現在)」において、容器流出防止措置の実施率は全国計で４５．３％でありました。

都道府県協会及びＬＰガス販売事業者におかれましては、現在、当該流出防止措置を順次進められているところと存じますが、本年９月１２日に開催しました保安委員会において、本年も既に風水害により容器が流出する被害が発生している状況であることから、容器流出及びそれに伴う二次災害防止に向け、期限までに措置を完了するようお願いすることとなりました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、令和６年６月１日を期限に容器流出防止措置を行っていただくよう周知徹底方をお願いいたします。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、橋本